

民間まちづくり活動促進事業制度要綱

平成 24 年 4 月 5 日 国都まち第 135号

国 都 計 第 149号

国 都 市 第 336号

国 都 景 歴 第 31号

国土交通省 都市局長通知

最終改正 平成 25 年 5 月 15 日 国都まち第 16号

国 都 計 第 27号

国 都 市 第 40号

国 都 公 景 第 26号

第 1 条 目的

この要綱は、市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の作成やそれに基づく施設整備等を含む社会実験・実証事業等に対して助成し、もって、「新しい公共」の考え方による快適な都市空間の形成・維持、住民等の地域への愛着や地域活力の向上、整備や管理に係るコストの縮減を通じた持続可能なまちづくりの実現と定着を図ることを目的とする。

第 2 条 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 民間まちづくり活動促進事業

この要綱で定めるところに従って行われる、次のイからハマまでに掲げる事業に対し補助する事業をいう。

イ 計画等コーディネート

まちづくり組織の立ち上げ、まちづくりに係る多様な主体への意識啓発活動、人材育成、意見の調整等のまちづくり活動並びに地区の土地利用、整備又は管理運営に関する計画の立案・調整等をいう。

ロ 民間まちづくり計画等策定

次の i) 又は ii) を策定する事業をいう。

i) 第 5 条に規定する民間まちづくり計画

ii) 都市再生整備計画の素案（都市再生特別措置法第 46 条の 3 の規定に基づく都市再生整備計画の素案をいう。）又は都市利便増進協定等（都市再生特別措置法第 72 条の 3 の規定に基づく都市利便増進協定、同法第 45 条の 2 に基づく都市再生歩行者経路協定及び同法第 72 条の 2 の規定に基づく都市再生整備歩行者経路協定をいう。以下同じ。）を含むまち

づくり計画

ハ 社会実験・実証事業等

第5条第3項又は第5項により国土交通大臣の同意を得た民間まちづくり計画に基づく、民間の担い手が主体となった都市施設の整備・管理の本格実施に先立ち必要な社会実験、実証事業又は意識啓発等のソフト活動をいう。

二 都市再生整備推進法人

都市再生特別措置法第73条により市町村長が指定した特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社をいう。

三 土地所有者等

都市利便増進協定等の予定区域内の一団の土地の所有者、建築物等の所有を目的とする地上権若しくは賃借権（以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者）又は都市利便増進協定の予定区域内の建築物の所有者をいう。

四 協議会

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条に定める中心市街地活性化協議会、景観法（平成16年法律第110号）第15条に定める景観協議会、都市再生特別措置法（平成14年4月5日法律第22号）第46条の2に定める市町村都市再生整備協議会又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第8条に定める低炭素まちづくり協議会をいう。

五 補助事業者

民間まちづくり活動促進事業の実施に伴い必要となる経費について、国から補助を受ける都市再生整備推進法人、土地所有者等若しくは協議会又は民間事業者等に対して補助を行う地方公共団体をいう。

六 施行者

民間まちづくり活動促進事業を実施する都市再生整備推進法人、土地所有者等、協議会又は民間事業者等をいう。

第3条 対象地区要件

民間まちづくり活動促進事業は、次に掲げる要件に該当する地区において行うものとする。

一 次に掲げるいずれかの区域内に存する地区であること

イ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項の規定に基づく都市再生緊急整備地域の区域

ロ 中心市街地の活性化に関する法律第9条第6項の規定に基づく認定を受けた基本計画又は認定されることが確実と見込まれる同計画において定める中心市街地の区域

ハ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第8項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画の重点区域

- ニ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成 20 年法律第 39 号）第 4 条に規定する観光圏整備計画に定める滞在促進地区の区域であつて同法第 8 条第 3 項の規定に基づく認定を受けた観光圏整備実施計画にかかるもの
- ホ 住生活基本計画（全国計画）に規定する地震時等に著しく危険な密集市街地（重点密集市街地）の区域
- ヘ 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条の 3 第 1 項第一号に規定する計画的な再開発が必要な市街地又は同条第 1 項第二号及び第 2 項に規定する特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区
- ト 景観法第 8 条の規定に基づく景観計画の区域又は同法第 61 条の規定に基づく景観地区
- チ コミュニティの再生、防犯、緑化等、地区環境の維持・改善にかかる取組が必要な区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 12 条の 5 に規定する地区計画の区域として位置づけられた区域又は位置づけられることが確実な区域
- リ 都市の低炭素化の促進に関する法律第 7 条第 2 項の規定に基づく低炭素まちづくり計画の区域

二 次に掲げるいずれかの区域内に存する地区であること

- イ 現にある良好な都市機能及び都市環境を保全する必要があると認められる土地の区域
- ロ 公共公益施設の整備等に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であつて、新たに良好な都市機能及び都市環境を創出する必要があると認められるもの
- ハ 地域の土地利用の動向等からみて、都市機能及び都市環境が悪化するおそれがあると認められる土地の区域

第 4 条 民間まちづくり活動促進事業の選定基準

国土交通大臣は、次に掲げる選定基準を踏まえ、民間まちづくり活動促進事業とすることが適当であると認めるものを、当該事業者の申請に基づき、選定するものとする。

- 一 事業者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。
- 二 事業の取組テーマ、取組内容、手法等が先導的、先進的であること。
- 三 事業の実施にあたり、多様なまちづくりの担い手の連携が見込まれること。
- 四 事業の取組の持続性及び継続性が高いと期待されるものであること。

第 5 条 民間まちづくり計画

- 1 都市再生整備推進法人、土地所有者等、協議会又は民間事業者等は、単独で、又は共同して、第 3 条で規定する地区の全部又は一部について、民間まちづくり計画を策定することができる。
- 2 民間まちづくり計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。ただし、社会実験・実証事業等を実施しようとする場合には、第四号において社会実験・実証事業等の内容（社会実験・実証事業等の名称、施行者、目的、事業内容と検証項目、概算事業規模、スケジュール、その他必要

な事項) について定めることとする。

- 一 民間まちづくり計画の地区、位置及び面積
 - 二 地区設定の考え方
 - 三 民間まちづくり活動の方針、目標
 - 四 民間まちづくり活動の概要
 - 五 民間まちづくり活動において管理、活用、改善等を行う施設
 - 六 推進体制
 - 七 資金計画
 - 八 期間
 - 九 その他必要な事項
- 3 都市再生整備推進法人又は協議会は、社会実験・実証事業等を実施しようとする場合には、民間まちづくり計画を策定し、当該計画について国土交通大臣に協議し同意を得るものとする。
 - 4 民間事業者等は、社会実験・実証事業等を実施しようとする場合には、民間まちづくり計画を策定し、当該計画について市町村と協議するものとする。
 - 5 地方公共団体は、前項の規定による協議について異存がないと判断したときは、速やかに当該民間まちづくり計画について国土交通大臣に協議し同意を得るものとする。
 - 6 国土交通大臣は、第3項又は第5項の申請を受けた場合において、民間まちづくり計画が本事業の目的に合致し、かつ、当該計画に基づいて実施する社会実験・実証事業等が先導性及びモデル性を有していると認められる場合は、当該計画に同意するものとする。
 - 7 前各項の規定は、民間まちづくり計画を変更（社会実験・実証事業等の内容の変更を含む。）しようとする場合において準用する。ただし、社会実験・実証事業等の名称の変更等の軽微な変更をしようとする場合においては、国土交通大臣に届け出ることをもって足りるものとする。

第6条 補助事業者に対する国の補助

国は、予算の範囲内において、計画等コーディネーター、民間まちづくり計画等策定又は国土交通大臣の同意を受けた民間まちづくり計画に基づく社会実験・実証事業等に要する経費の一部を、補助事業者である都市再生整備推進法人、土地所有者等又は協議会に対して補助することができる。

第7条 地方公共団体の補助に対する国の補助

国は、補助事業者である地方公共団体が、施行者である民間事業者等に対し、計画等コーディネーター、民間まちづくり計画等策定又は国土交通大臣の同意を受けた民間まちづくり計画に基づく社会実験・実証事業等に要する経費を補助する場合には、予算の範囲内において、当該補助に要する経費の一部を、当該地方公共団体に対して補助することができる。

第8条 社会実験・実証事業等の実施結果の公表

補助事業者は、社会実験・実証事業等の完了後その実施結果について公表するとともに、国土交通

大臣に対し報告するものとする。

第9条 監督等

国土交通大臣は、補助事業者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、補助事業の適正な執行を確保するため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

第10条 運用

民間まちづくり活動促進事業の運用については、この要綱に定めるところによるほか、別に定める民間まちづくり活動促進事業交付要綱及び都市局長の定めるところによる。

附則

第1条 施行期日

この要綱は、平成24年4月5日から施行する。

第2条 制度の見直し

この要綱の施行後5年を経過した場合において、本事業の施行状況、社会情勢の変化等を勘案し、制度についての検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第3条 廃止

この要綱の施行に際し、都市環境改善支援事業制度要綱（平成21年4月1日国都まち第1-3号、国都市第1-2号、国都景歴第1-2号）、都市環境改善支援事業交付要綱（平成21年4月1日国都まち第1-4号、国都市第1-3号、国都景歴第1-3号）は廃止する。ただし、第4条の経過措置の適用を受ける場合にあつては、これらの要綱はなお効力を有する。

第4条 都市環境改善支援事業に関する経過措置

国土交通大臣は、都市環境改善支援事業制度要綱（平成21年4月1日国都まち第1-3号、国都市第1-2号、国都景歴第1-2号）及び都市環境改善支援事業交付要綱（平成21年4月1日国都まち第1-4号、国都市第1-3号、国都景歴第1-3号）に基づき既に着手している事業のうち、地方公共団体が施行者となるものについて、平成24年度に限り予算の範囲内において地方公共団体に対し補助金を交付する。

- 2 前項の場合における補助対象経費及び補助金の額は、都市環境改善支援事業交付要綱第4条及び第5条に定めるところによる。
- 3 民間まちづくり活動促進事業交付要綱第5条から第20条までの規定は、第1項の補助事業を行う場合において準用する。

附則

第1条 施行期日

改正後の要綱は、平成 25 年 5 月 15 日から施行する。